

## 会議の公開の取扱いについて

会議は、原則公開とし、会議中の発言を議事録として作成し、公開します。

ただし、以下に該当する場合であって、出席委員の総意により非公開が妥当であると判断した場合には非公開とします。

- ①個人に関する情報を保護する必要がある場合
- ②公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合
- ③公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合